

主要課題4 地域における女性リーダーの創出と男女共同参画の推進

持続可能な地域づくりのためには、固定的な性別役割分担意識の解消をはじめとした男女共同参画を推進し、地域での様々な活動の企画立案・方針決定の場にあらゆる世代の男女が、互いを尊重しながら参画していくことが重要です。

「地域の役員は男性が務めるべき」という慣習・性別役割分担意識により、本来、意欲・能力の高い女性が十分に活躍できていない状況があります。女性が地域に参画することで多様な視点が生まれ、地域が活性化し、担い手不足といった課題の解消にもつながります。

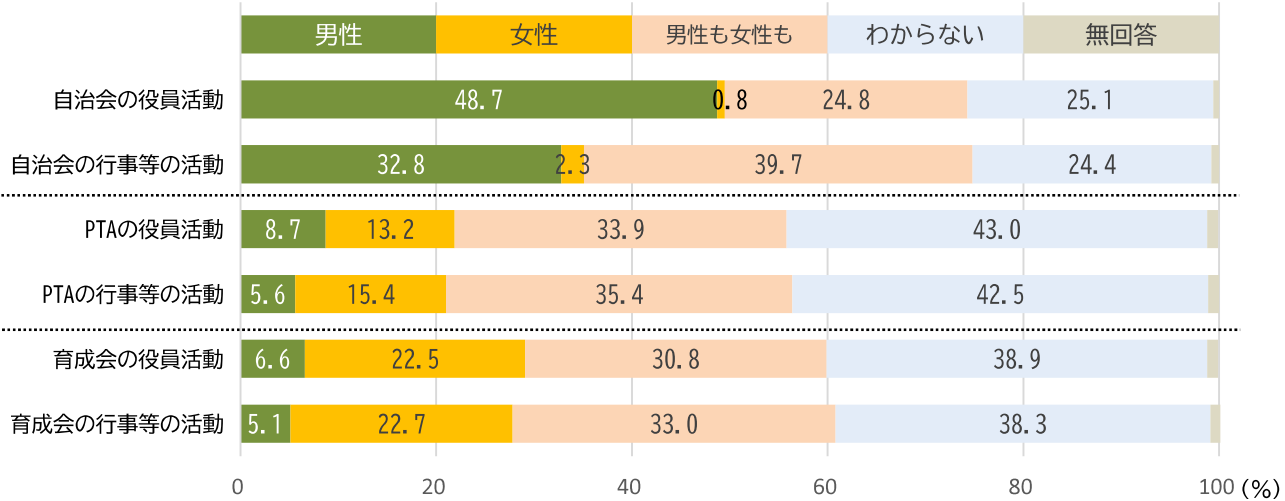
地域での活動において、女性も中心的な役割を果たしていけるよう、意欲のある女性の発掘、育成支援を促進するとともに、家庭も含め地域全体の意識を変えていく必要があります。

また、地域防災については、女性の視点に立った防災対策の充実を図るとともに、防災や復興に関する方針決定過程等の場に女性が参画できるよう取組を進めます。

■現状と課題

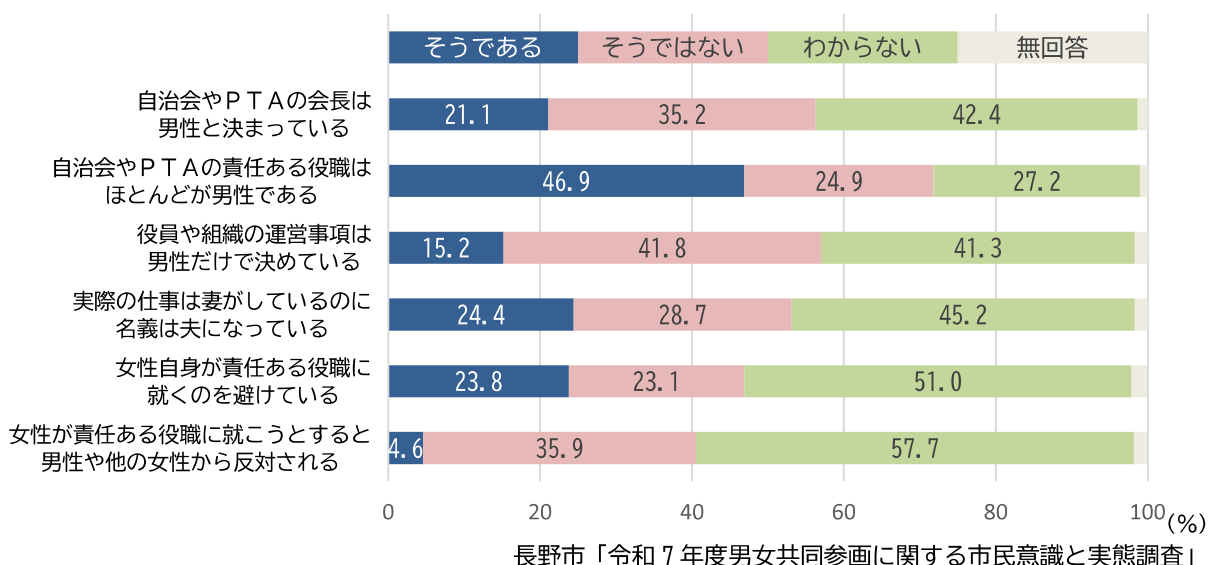
- ▶ 自治会、PTA、育成会における役員活動と行事等の活動について、PTA及び育成会では、それぞれの活動を男女が共に担っているとする回答が約3分の1を占めるにも関わらず、自治会の役員活動においては男性中心であるという回答が約半数と多く、他の活動と比べて女性の参画が進んでいない状況です。

〔図 4-1〕 住んでいる地域の次の活動は誰が中心となり取り組んでいるか



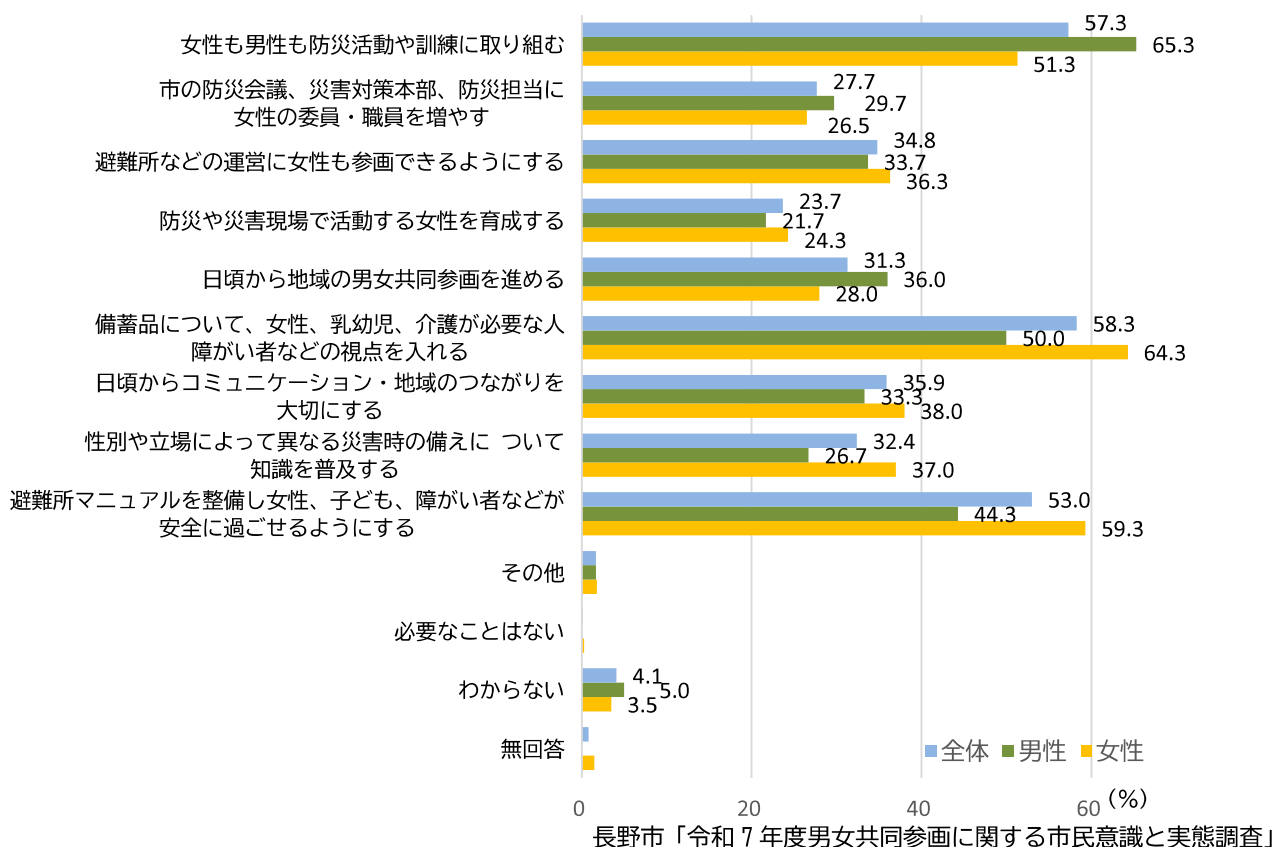
長野市「令和7年度男女共同参画に関する市民意識と実態調査」

〔図 4-2〕 住んでいる地域の活動において次のような事例が見受けられるか



- ▶ 地域で活動している女性に関する情報の収集が難しく、地域活動等に関心のある女性に向けたロールモデルとなる活躍事例の情報発信が必要です。
- ▶ 大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、特に女性や子どもなど、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けます。また、非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識が反映し、家事・育児・介護等の負担が女性に重くのしかかり、更に性暴力等の被害が生じるといったジェンダー課題の増幅が懸念されます。このことから、女性と男性が災害から受ける影響の違いに十分に配慮し、男女共同参画の視点からの防災対策を進めることが災害に強い社会の実現にとって必須です。そのためには、日頃から地域の意思決定の場に女性が参画し、重要な担い手として位置づけられ、防災に係る方針決定過程及び災害対応現場へ女性の意見が反映されることが重要です。

〔図 4-3〕 災害に備えるためにどのような施策が必要か



基本施策⑪	地域における女性リーダーの育成
	地域が抱える課題の解決に向けて意欲的な女性の発掘、その意識を高めるような支援を通し、女性リーダーの育成を行います。
基本施策⑫	住民自治協議会や区、自治会等への女性の参画促進
	住民自治の活動に女性が参画しやすくなるよう、地域、家庭の意識や、制度・慣行などのバリアを取り払うための取組を推進します。
基本施策⑬	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
	防災に関する政策・方針決定過程及び災害の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

働いている人、働きたい人が性別等にかかわらず能力を十分に発揮することは個人の自己実現につながるものであると同時に、少子高齢化が進行し労働人口の減少が大きな課題となる中、人材の確保のみならず、社会全体の活力の維持・向上のために極めて重要です。

国においては、女性活躍推進法に基づく取組を含めたポジティブ・アクションが推進され、市においても、職場における女性の参画拡大、男女間格差の是正や女性の能力発揮を促進するための更なる支援が必要と考えます。

社会情勢が大きく変化する中では、多様な視点によるイノベーションの促進が不可欠であり、そのためには、女性が新しい価値を創造するためのスキルを向上させ、力を発揮していくことが重要です。そして、より多くの女性があらゆる分野におけるリーダーとしての自覚と自信をもって活躍できるよう、能力向上やキャリアアップの支援を行います。

働く場における女性の活躍の推進に当たっては、男性の家庭生活への参画が不可欠です。男性の育児休業取得率が増加するなど、成果は現れていますが、ワーク・ライフ・バランスの更なる推進に向けて、企業における長時間労働の是正や、多様で柔軟な働き方の普及啓発、支援に取り組みます。

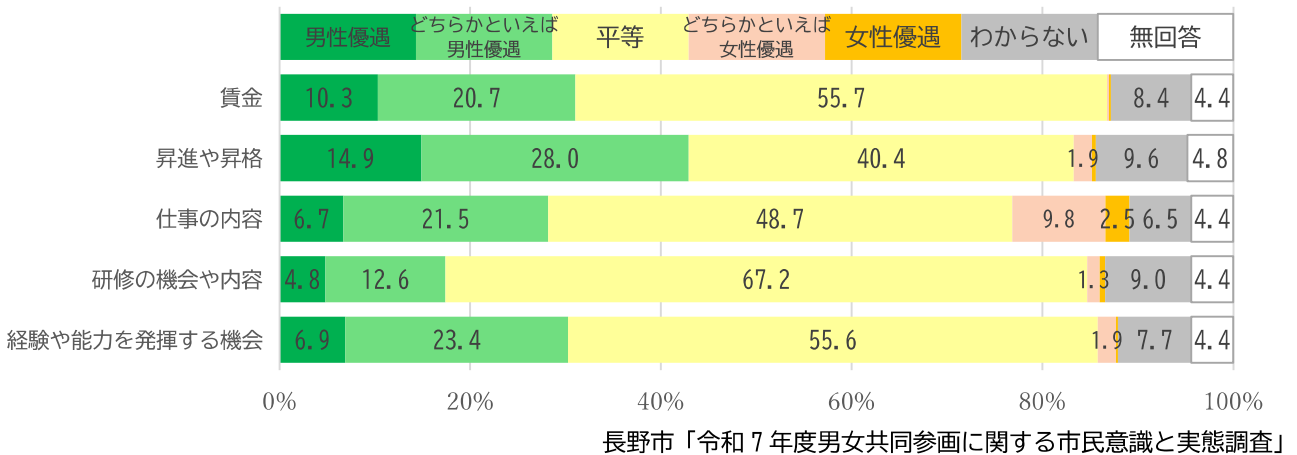
■現状と課題

▶ 女性の労働力率において、妊娠・出産・子育て期に一旦低下し、育児が落ち着いたところに再び上昇する「M字カーブ」の状態は解消されつつありますが、正規雇用で働く女性の比率が20代後半をピークとしてその後低下しています（「L字カーブ」）(p8. 図7参照)。このことは、男女間における所得格差をもたらし、女性の経済的自立の妨げにもなります。また、女性の正規雇用比率が低いことは、女性管理職割合が低いことにもつながります。

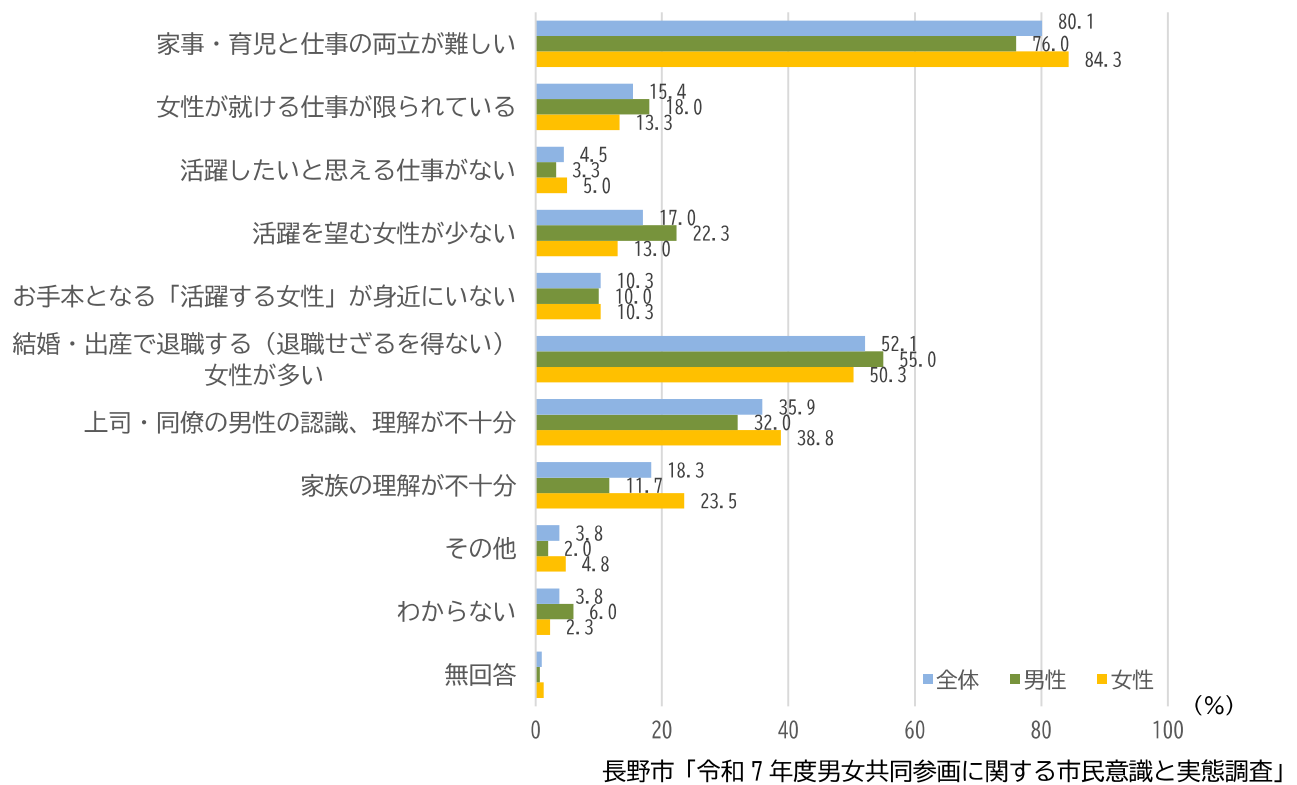
▶ 職場における男女平等について、「賃金」「仕事の内容」「研究の機会や内容」「経験や能力を発揮する機会」は概ね5割程度が平等と回答しているにもかかわらず、「昇進や昇格」は「男性が優遇・どちらかといえば男性が優遇」の回答割合が42.9%と、大きな値となっています。

本来の能力・資質・成果が正当に評価されず、性別を理由に女性の管理職への昇進等を阻む「ガラスの天井」問題が顕在しています。

〔図 5-1〕 職場における男女平等について



〔図 5-2〕 女性の活躍を進める上での問題（3つまで選択）



- ▶ 都道府県別の管理的職業従事者に占める女性の割合を見ると、長野県は企業における女性管理職の割合は低い状況であることから、女性登用の推進に向けて、女性自身がリーダーとしての自覚と自信を持つための能力開発を図るとともに、キャリアアップできる環境整備を進めることが重要です。

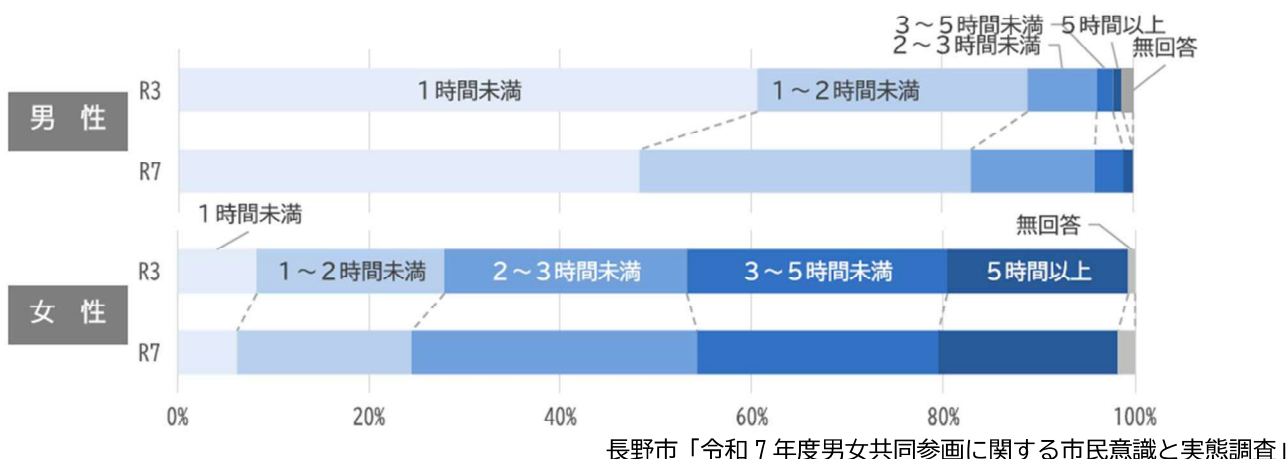
〔図 5-3〕 管理的職業従事者（会社役員、管理的公務員等）に占める女性の割合

	都道府県	総数(人)	うち女性(人)	女性割合(%)
1	徳島県	6,730	1,317	19.6
2	青森県	11,380	2,043	18.0
3	高知県	6,368	1,149	18.0
4	東京都	159,472	28,517	17.9
⋮				
45	岐阜県	19,039	2,514	13.2
46	新潟県	23,091	3,028	13.1
47	長野県	21,728	2,756	12.7
	全国平均			15.7

国勢調査（令和2年）

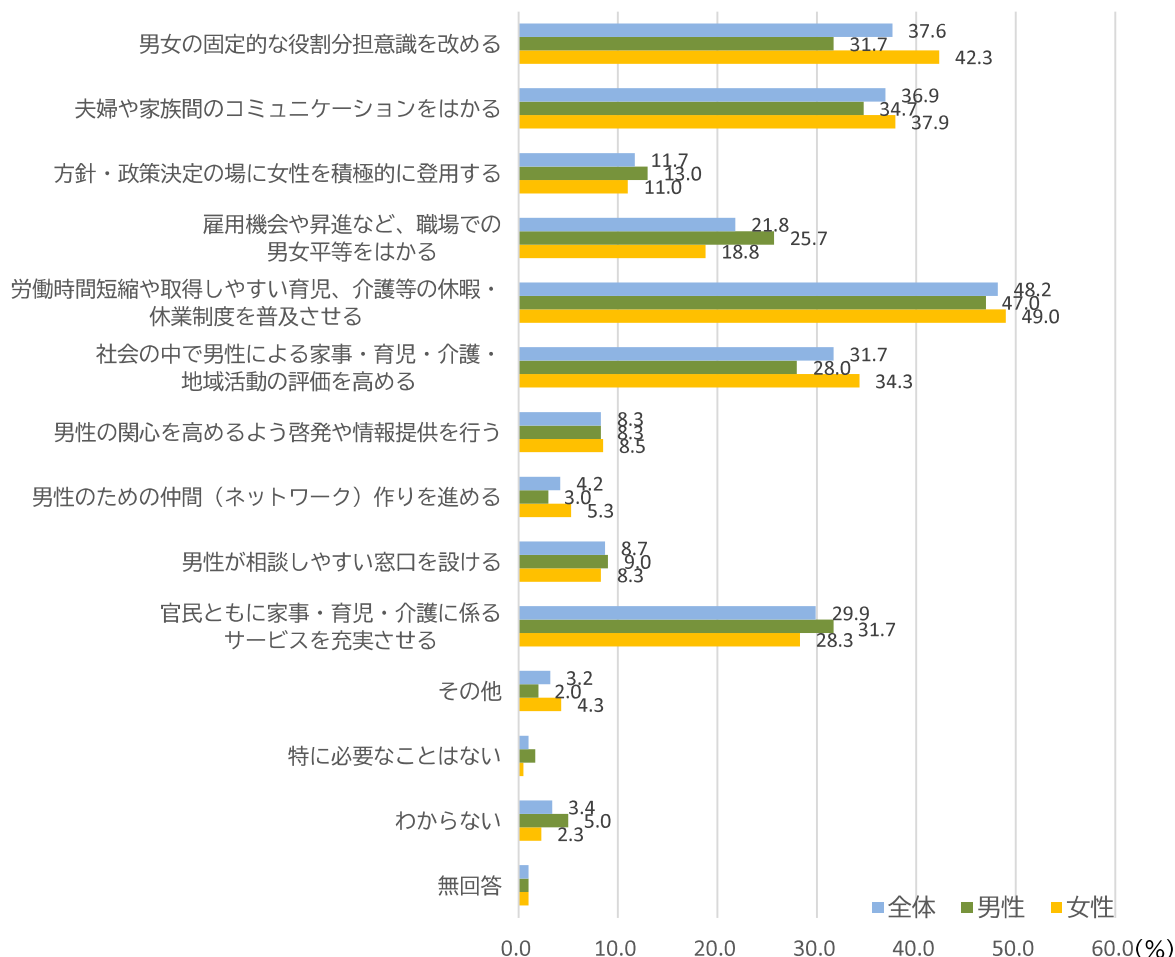
- ▶ セクシュアル・ハラスメントをはじめとした職場におけるハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権にかかわる許されない行為であるだけでなく、労働者の健康状態の悪化、休職や退職につながり、貴重な労働力を失う要因ともなり得るものであるため、根絶に向け、事業者の取組への支援や、相談体制の充実等が必要です。
- ▶ 出産・育児等を理由に離職した女性が、再就職や起業へ踏み出せるよう、スキル習得等の支援が必要です。
- ▶ 労働時間の短縮、男性の育児休暇等の取得率向上など制度上の環境整備が進み、男性の意識に一定の変化があると思われていますが、依然として家事や育児、介護等の担い手は女性に偏っている状況があります。

〔図 5-4〕 平日1日当たりの家事従事時間（家事・育児・介護）



- ▶ 男性が家事・育児を積極的に行うことができる環境を整備することは、女性の就業継続や、出生率にも影響を及ぼすとともに、職場における働き方の見直しにもつながります。ワーク・ライフ・バランスの推進は、女性も男性も働きやすい、暮らしやすい社会の実現に資するものとなります。

〔図 5-5〕 女性と男性がともに仕事・家事・育児・介護・地域活動等に積極的に参加していくために重要なこと（3つまで選択）

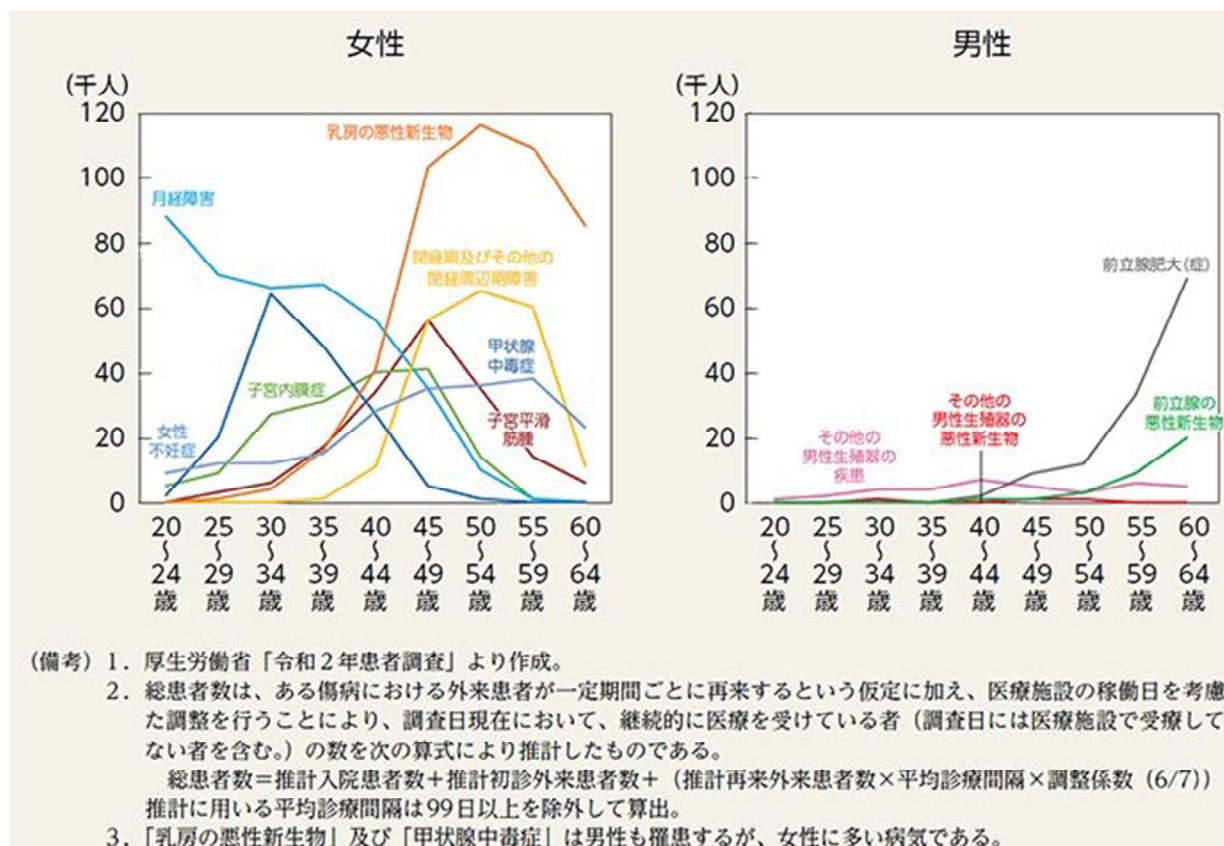


長野市「令和7年度男女共同参画に関する市民意識と実態調査」

- ▶ 家族経営が中心となっている農林業や自営業においては、就業と家事・育児などの家庭生活が明確に分けられないために、女性に多くの負担がかかり、また、経営に直接携わることが少ない状況にあります。女性が対等な立場で経営や各分野での方針決定の場に参画しながら、働きやすい環境を整備していけるよう、情報提供や研修、講習等の機会の提供、支援が必要です。
- ▶ 女性と男性では、健康課題の内容も課題を抱えやすい時期も異なります。男性特有の病気は50代以降で罹患する人が多い傾向にありますが、女性特有の病気は20代から罹患する人が多い傾向にあり、また、月ごと、年齢ごと、ライフステージごとに女性は性ホルモンの変化による健康への影響を受けています。女性は不調を抱えながら日常生活を送っていることが多く、特に更年期世代においては、知識、経験ともに十分であるにも関わらず、昇進や管理職になることを断念

するなどキャリア形成への妨げにもなっています。職場における女性の健康上の特性への理解を深め、女性が相談しやすい体制づくり、休暇制度の周知・啓発を行う必要があります。

〔図 5-6〕 女性特有、男性特有の病気の総患者数（年齢階級別・令和 2 年）



内閣府「令和 7 年度男女共同参画白書」

基本施策⑭	女性活躍に向けた取組の推進
	働く場における男女の均等な機会と待遇が確保され、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるための取組を推進します。
基本施策⑮	ハラスメントのない職場づくりの推進
	誰もが安心して働くことのできる環境づくりのため、セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの根絶に取り組みます。
基本施策⑯	女性の就労・起業支援
	働きたい女性がライフスタイルやライフステージに応じて、多様な働き方ができるよう、育児や介護等により離職した女性への再就職支援や、起業を目指す女性への支援を行います。

基本施策⑰	<p>あらゆる分野における男女共同参画の推進</p> <p>農業、自営業などの分野での女性の労働に対する公平な評価と労働環境の整備を支援するとともに、建設業、製造業をはじめとする女性の参画が少ない分野でも女性が活躍できるよう支援します。</p>
基本施策⑱	<p>男性の家庭生活への参画促進</p> <p>女性に偏りがちな家事、育児、介護等を、男性も共に担うことで、男女ともに充実した生活を送るための取組を推進します。</p>
基本施策⑲	<p>希望に応じた職業生活と家庭生活の両立に向けた支援</p> <p>育児、介護等と両立しながら働き続けられるための情報提供、啓発活動等に取り組むとともに、長時間労働の是正などの働き方改革が推進されるよう周知をし、男女ともに働きやすい職場づくりを図ります。</p>
基本施策⑳	<p>子育てや介護等の支援策の充実</p> <p>出産・育児、介護等に関する制度等の情報提供や、多様なライフスタイルに対応した支援策の充実を図り、誰もが安心して職業生活と両立することができるような取組を推進します。</p>
基本施策㉑	<p>仕事と健康課題の両立に向けた支援</p> <p>健康課題を抱えた女性が安心して働き続けられるような職場づくりのための情報提供や啓発を行います。</p>

主要課題6 生涯を通じた女性への健康支援

女性も男性も自らの身体、また互いの身体的性差を理解し、尊重し合うことは、男女共同参画社会の実現に不可欠です。

生涯にわたる健康保持のため、身体と心の健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手することが必要です。特に女性の心身の状態は、年代や、月経、妊娠、閉経等の性ホルモンの変化によって大きく影響を受けるため、適切なサポートが得られるよう支援します。

また、女性のライフサイクルを通して、性や妊娠・出産に関して自らの意思で選択し、正確な知識・情報を入手できるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点からの健康支援や情報提供、啓発を行います。

■現状と課題

- ▶ 妊娠・出産は、女性の健康にとって大きな節目であり、地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援が必要です。
- ▶ 人生100年時代において、生活習慣病やがんの予防・発見のための検診率の向上、また更年期障害への理解だけでなく、治療の必要性に関する周知を含む健康支援が重要です。

長野市「令和8年度男女共同参画に関する市民意識と実態調査」
健康に関する設問の回答結果を掲載予定

- ▶ 女性が生涯にわたって健康を享受するために、性や妊娠・出産に関して自らの意思で選択し、正確な知識・情報を入手できるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方について理解を促進する必要があります。

基本施策②	<p>ライフステージに応じた健康課題への支援</p> <p>男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実を図ります。また、女性は、月経、妊娠・出産などにより、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意した取組を推進します。</p>
基本施策③	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての理解促進</p> <p>男女が互いの性差を十分に理解し合うとともに、異なる健康上の問題に直面しても尊重し合う意識の醸成を図るため、性と生殖に関する健康と権利についての正しい知識や情報の提供・啓発に取り組めます。</p>

主要課題7	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 (DV防止法に基づく市町村基本計画)
-------	--

性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力（DV）、ストーカー行為等のジェンダーに基づく暴力は、個人の尊厳を踏みにじる行為であり、重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重大な課題です。

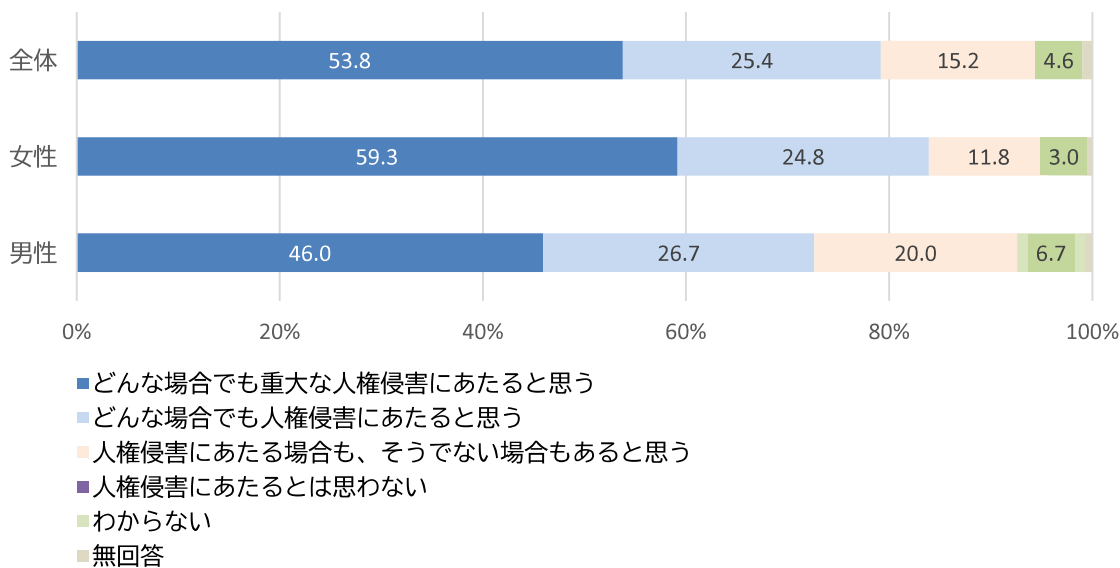
被害者の多くは女性であり、その背景には社会における男女の置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しています。

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けて、意識づくりのための広報・啓発の推進と、被害者のための相談支援、安全確保、関係機関と連携した対応の強化を図ります。

■現状と課題

- ▶ ジェンダーに基づくあらゆる暴力は決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため、更なる広報・啓発事業の充実が必要です。

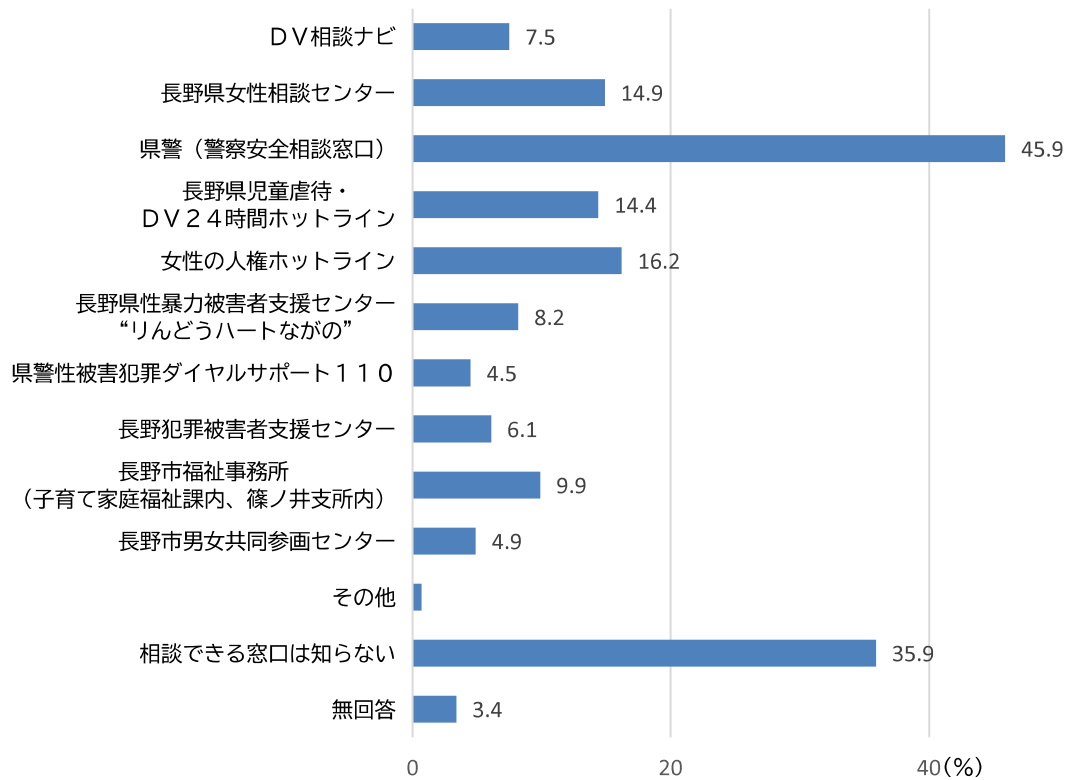
〔図 7-1〕 DVについてあなたの考えに最も近いもの



長野市「令和7年度男女共同参画に関する市民意識と実態調査」

- ▶ 被害者に対する相談体制の整備、充実と相談先の周知を図るとともに、関係機関が連携し、被害者の継続的な支援を推進する必要があります。

〔図 7-2〕 DVの相談窓口について知っているもの（複数選択）



長野市「令和7年度男女共同参画に関する市民意識と実態調査」

<p>基本施策⑭</p>	<p>ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶のための広報、啓発の推進 ジェンダーに基づく暴力は、被害者の人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるための教育・啓発を行います。</p>
<p>基本施策⑮</p>	<p>被害者支援の基盤強化 被害者に対する相談体制を充実し、その周知を図るとともに、関係機関相互の連携を強化します。また、被害者の意思を尊重しながらの保護や、自立を見据えた切れ目のない支援を行います。</p>

主要課題8 困難な問題を抱える女性への支援
(困難女性支援法に基づく市町村基本計画)

雇用や就業を巡る社会情勢の変化等により、女性は貧困や地域社会からの孤立、また経済的な側面だけでなく性的被害や予期せぬ妊娠など、多岐にわたる困難に直面することがあります。

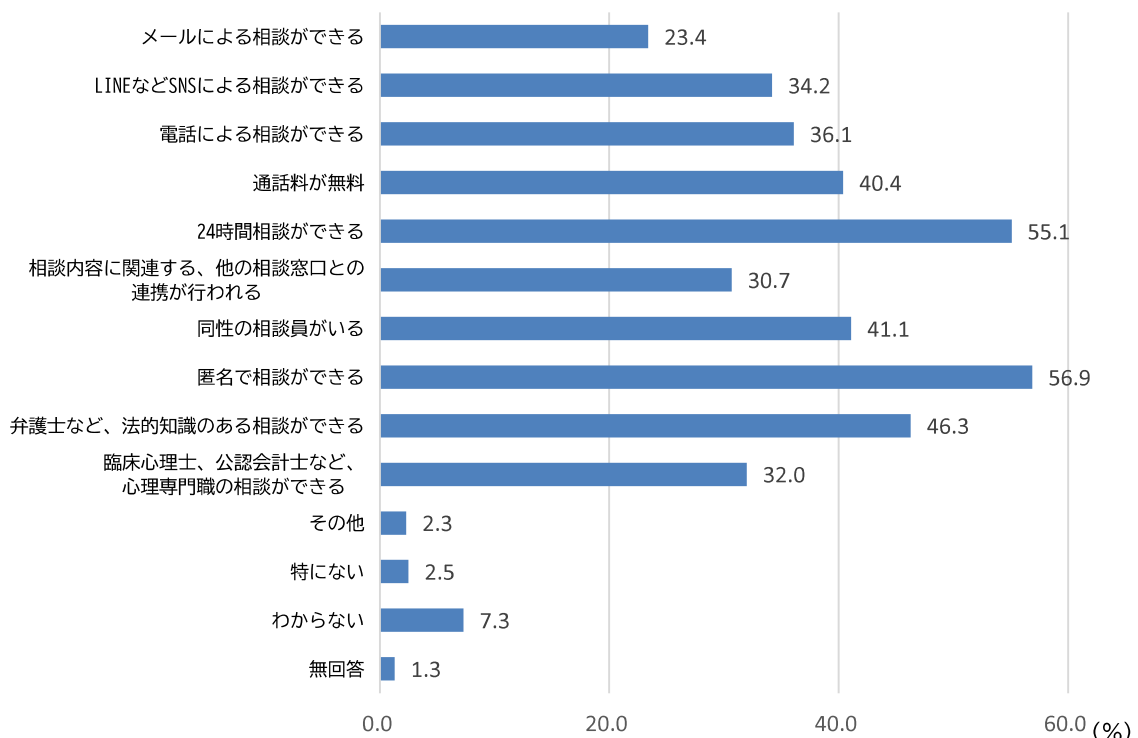
近年、女性が抱える困難な問題は、多様化、複合化することにより複雑となり、既存の支援の枠組みでは対応が難しくなってきたことから、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました。

この法律の目的などを踏まえ、女性がそれぞれに抱える困難な問題とその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を受けられる体制を整え、誰もが安心して自立した暮らしを送ることができる社会を目指します。

■現状と課題

- ▶ 近年、本市では、女性特有の生活に関する問題の相談件数が増加傾向にあります。悩みを抱える女性の中には、自ら支援を求めることが難しかったり、暴力による被害など深刻な問題を抱えていたりする場合もあるため、相談しやすい体制を構築することが必要です。
- ▶ 女性が抱える問題が多様化するとともに複合化し、その問題が複雑化している場合もあります。それぞれの状況に対して適切に対応していくために、各関係機関の連携体制を強化していくことが必要です。

〔図8〕暴力などの悩みの相談窓口などで配慮してほしいこと（複数回答）

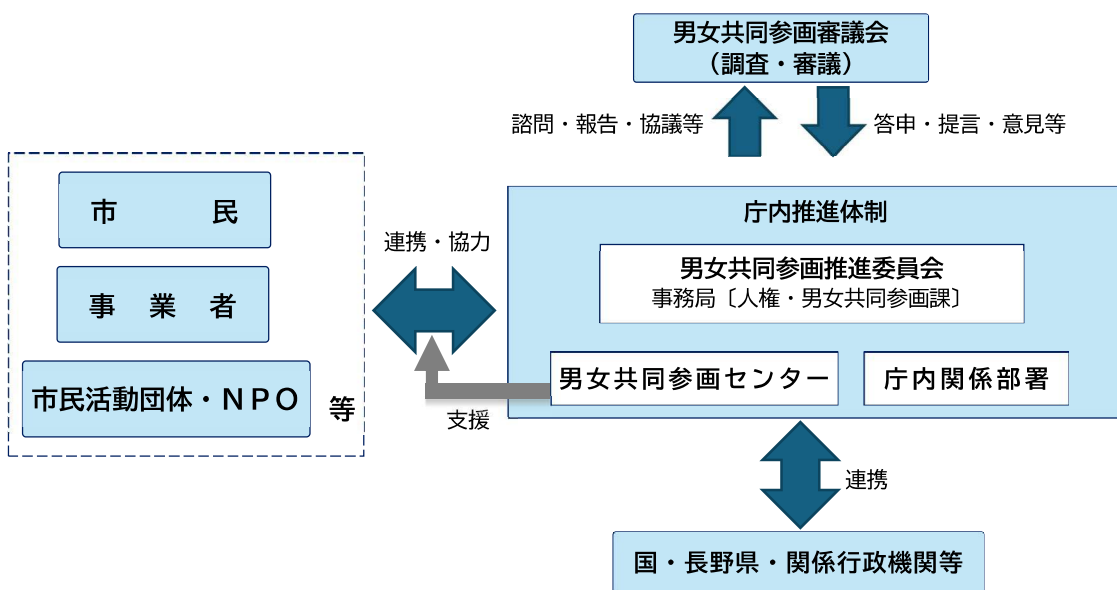


<p>基本施策⑳</p>	<p>各種相談体制の周知と機能強化</p> <p>様々な困難を抱える女性が、自身が置かれた状況について相談や支援を求めることができるということを啓発するとともに、行政機関同士が緊密に連携し、民間の支援団体等、あらゆる分野の関係機関が協働し、特に複合的な困難を抱えた女性が包括的な支援を受けることができる体制を整備します。</p>
<p>基本施策㉑</p>	<p>困難な問題を抱える女性への自立支援</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために、各関係機関同士で、情報共有するとともに、支援の内容に関する協議を行うことで継続的な自立支援に取り組みます。</p>

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野において、ジェンダー平等の観点を反映させる「ジェンダー主流化」が浸透していることが重要です。第六次基本計画で掲げられた各事業は、庁内外の多数の関係機関にわたっており、第六次計画の実行性を確保し、女性活躍への取組を更に加速させるため、全庁的に施策を総合的かつ効果的に推進していくとともに、国・県・経済団体等との連携強化、市民や事業者等との協働等による取組を推進します。



(1) 長野市男女共同参画推進委員会

本市における男女共同参画社会の形成に関する総合的な施策を推進する庁内組織である「長野市男女共同参画推進委員会」において、関係部局間の密接な連携調整を行い、より効果的に計画の推進を図ります。

(2) 長野市男女共同参画審議会

長野市男女共同参画推進条例第24条に基づき設置する「長野市男女共同参画審議会」において、市長の諮問に対して答申及び本計画における評価指標の進捗状況について調査審議し、目標の達成に向けて意見を述べるほか、必要に応じて男女共同参画の推進に関する総合的施策及び重要事項に関して調査、審議します。

(3) 市民や市民団体、事業者等との連携、協働

市民や市民団体、事業者等との連携を一層深め、男女共同参画への機運を醸成する活動に取り組みます。

(4) 国・県・関係行政機関との連携

計画を推進するに当たって、国、県、関係行政機関との連携を図ります。

(5) 苦情の申出への対応

男女共同参画の推進に関する施策などに対する市民及び事業者からの苦情の申出に対し、適切な措置を講じます。

2 計画の進行管理

本計画の達成を着実に図るため、定期的に意識調査等の各種調査を実施し、評価指標の進捗状況を把握するとともに、長野市男女共同参画審議会による施策の実施状況の点検・評価を受け、計画の進捗状況を公表します。

3 拠点施設の役割と多様な主体との連携・協働

本市の男女共同参画推進の拠点施設である「長野市男女共同参画センター」では、男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発、社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに対応した学習機会の提供など、積極的な事業を展開します。

また、市民や市内事業所、地域で活動する諸団体との連携の強化を通して、市民や団体等の活動応援の充実を図ります。

4 指標一覧

【資料編】

- 1 関係法令
- 2 男女共同参画関連年表
- 3 第六次長野市男女共同参画基本計画策定の経過
- 4 長野市男女共同参画審議会委員名簿
- 5 用語解説（五十音順）